

技術情報サービス要綱

第1条 適用範囲

本要綱は、当法人が行う情報サービスに必要な事項を定める。

第2条 情報サービスの目的

情報サービスの目的は、建築構造技術の分野において、会員相互の交流に必要なプラットフォームを構築し、広く社会の発展に寄与することとする。

第3条 情報サービスの対象

情報サービスの対象は、当法人の会員（正会員、賛助会員、情報会員、学会会員、WEB会員）とする。ただし、当法人のホームページ上の技術情報は、会員だけへの公開情報としない。

第4条 情報サービスの内容

情報サービスは、当法人の「建築構造技術支援事業」および「建築構造技術検証事業」と、それらの技術情報の普及のために、以下の①～③の活動を基本とする。

① SABTEC 情報受発信活動

新工法紹介、研究開発情報、プログラム開発情報およびそれらの周辺情報を、当法人のホームページ上で公開し、併せてそれらの情報をメールマガジンで会員等に配信する。

② 実務課題への技術者交流活動

会員それぞれの実務課題の解決に向けた交流の促進を意図し、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）を活用した相互交流情報を提供する。

③ 活動成果の共有と対外提起活動

会員相互の親睦交流と課題共有を図るためのセミナーや講習会等を開催し、併せて社会発信活動を行う。

上記の情報サービス活動より培われた成果を活かし、④、⑤の活動も鋭意取り組む。

④ 業態新領域への共同研鑽活動

関心の高い会員企業等の協賛により、新工法企画開発コンソーシアムを育成し、テーマ別の共同開発プロジェクトを稼働させる。

⑤ 業容新拡大への共同挑戦活動

新工法技術などについて、汎く内外の知見を取り込み、新たにマッチングした包括的な規準化や、社会実験を通して育成する意味での国際展開など、実践的な社会活動を支援する。これらの活動の一環として、会員各社が作成した機械式定着工法設計指針を総括した設計指針など、総合的な技術情報を提供する。

第5条 情報サービスの費用

- 1) SABTEC 情報受発信活動などの公開情報は、無料とする。
- 2) 情報サービスの一環として行う「セミナー」および「講習会」は、原則として有料とする。